

※様式は富山県電子申請サービスに掲載しています。

届出方法

別記様式第1号（第1条関係）	
※資料区分	4 1
※受理年月日	5. 令和 年 月 日
※受理番号	
<p>営 業 開 始 届 出 書</p> <p>盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第3条第1項の規定により届出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>公安委員会 殿</p> <p>届出者の氏名又は名称及び住所</p>	
(ふりがな)	-----
氏名又は名称	
法人等の種別	1.株式会社 2.有限会社 3.合名会社 4.合資会社 5.その他法人 6.個人
住 所	() 局 番
(ふりがな)	-----
法人にあっては、その代表者の氏名	() 局 番
(ふりがな)	-----
営業所の名称	
営業所の所在地	() 局 番
電子メールアドレス	
その他の連絡先	
特定金属くずの保管場所の所在地	
営業を開始しようとする年月日	年 月 日
【任意記載項目】	
古物商許可の有無	0：なし 1：あり
古物商許可番号	12桁で記載
古物商許可年月日	元号 年 月 日

添付書類

- 特定金属くず買受業の開始、廃止又は届出事項変更の届出について

 - 特定金属くず買受業の開始の前日まで
 - 事業の廃止又は届出事項変更の場合は事由の発生から14日以内（登記事項証明書¹の添付を要する場合は20日以内）

に営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して都道府県公安委員会へ届出する必要があります。

(⇒警察署に届出書を提出)
- 届出事項

 - 氏名・住所・営業所の所在地・法人の場合は法人の名称・営業所の名称・営業所の電話番号やメールアドレス等の連絡先・特定金属くずの保管場所の所在地

※ 同一公安委員会に複数の営業所を営む業者については、いずれか1つの営業所を管轄する警察署で届出することができます。（共通する添付書類については1通のみ提出になります）

※手数料 なし

備考
 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 4 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

氏名等の表示について

- 届出後には、公衆の見やすい場所に、明瞭に判読できる大きさかつ書体で、
 - 氏名又は名称
 - 届出をした公安委員会の名称
 - 届出番号を表示する必要があります。
- また、
 - 従業者数が5人以下の場合
 - 特定金属くず買受業を営む者が管理するウェブサイトを有していない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要があります。

特定金属くず買受業	
開始届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	